

高知県文化財保存事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県文化財保存事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的、補助対象事業等)

第2条 県は、文化財を保存・活用するため、文化財の所有者若しくは管理者又は市町村（以下「補助事業者」という。）が行う文化財の保存に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業の種類及び内容、補助事業者並びに補助率等は、別表第1のとおりとする。

(申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、別記第1号様式から別記第3号様式までによるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、これらを別に定める期限までに市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあっては、その長。以下同じ。）を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第4条 知事は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付先に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第5条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式による補助事業変更承認申請書を市町村教育委員会を経由して提出し、知事の承認を受けること。

ア 補助金の交付決定額の増額

イ 補助金の交付決定額全体の20パーセントを超える減額。ただし、交付決定額からの減額額が5万円未満の場合はこの限りではない。

ウ 補助対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い額の 20 パーセントを超える額の相互間流用

エ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして知事が別に定める場合は除く。

- (2) 知事は、前号の承認をするときは、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市町村教育委員会を經由して知事に申請し、その承認を受けなければならないこと。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - (5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書（別記第 5 号様式）の提出を求めた場合、別に指示する日までに、市町村教育委員会を經由して知事に提出しなければならないこと。
 - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
 - (7) 前号に掲げる財産につき、知事の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。
 - (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
 - (9) 補助事業の遂行により生じる収入金（補助金を前払いし、又は概算払いした場合の預金利息並びに仮設物及び不用材などの売り払い代等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
 - (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならないこと。
 - (11) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (12) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて条件を付さなければならないこと。
- 2 補助事業者が地方公共団体以外の場合には、前項第 1 号から第 11 号まで及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他の金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20 万円を限度として手持ちすることができる。
 - (2) 補助事業を行うために締結する契約などについては、都道府県又は市町村の例に準じて行わなければならないこと。

(概算払)

第 7 条 補助金の交付については、知事が補助事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき概算払の請求をしようとするときは、別記第6号様式による補助金概算払請求書によらなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告書は、補助事業完了の日から起算して30日以内又は県の会計年度終了日のいずれか早い日までに、別記第7号様式及び別記第8号様式により、市町村教育委員会を經由して知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、別記第9号様式による収支決算(見込)書を添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第3条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第3条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第10号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(事業の実施)

第9条 交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合、補助金の交付を受けようとする者は、別記第11号様式により知事の承認を受けなければならない。ただし、中山間地域の活性化のための伝統的な祭り行事・民俗芸能保存活動の支援事業の国庫補助事業分について、文化庁の採択を受けた後に着手する場合は、この限りでない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

付 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度事業から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

この要綱は、平成25年1月24日から施行し、平成24年度事業から適用する。

この要綱は、平成28年3月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- 2 本要綱の施行の際現に高知県教育委員会に対してされている改正前の本要綱に基づく申請は、知事に対してされた申請とみなす。

この要綱は、令和5年4月11日から施行し、令和5年度事業から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表第1

<文化財保存事業費補助金>

補助事業の種類	補助事業の内容	補助事業者	補助率等																							
文化財保存事業	文化財保護法（昭和25年法律第214号、以下「法」という。）又は、高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号、以下「条例」という。）に基づき指定された文化財の保存上必要な事業（保存修理、防災施設整備・修理、伝承・公開、史跡等整備、天然記念物保護増殖、伝統的建造物群保存地区保存など）	市町村又は文化財を所有若しくは管理する者	<p>（1）法又は文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）の規定により国の補助を受ける事業（以下「国庫補助事業」という。）については、表1のとおりとする。ただし、地方公共団体又は県が出資する法人が補助事業者である国庫補助事業については、補助の対象としない。</p> <p>なお、複数年にわたる国庫補助事業については、総額と年度ごとに計算した額との補助金に差が生じた場合は、最終年度に補助金を調整する。</p> <p>また、伝統的建造物群保存地区保存修理及び土佐のオナガドリ保護増殖については、表2のとおりとする。</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国庫補助率</th> <th colspan="2">県の補助率</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>法人等</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55%</td> <td rowspan="3">国庫補助額を除いた経費の1/4以内</td> <td rowspan="3">国庫補助額を除いた経費の1/4以内</td> <td rowspan="5">市町村が県と同率以上の補助を行う場合に補助を行う。</td> </tr> <tr> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>70%</td> <td rowspan="3">国庫補助額を除いた経費の1/3以内</td> </tr> <tr> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>85%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人等とは、法人及び法人格を有しない文化財の所有又は管理団体（例：社寺の管理団体）をいう。</p> <p>表2</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①伝統的建造物群保存地区保存修理</td> <td>国庫補助対象経費の15%以内</td> </tr> <tr> <td>②土佐のオナガドリ保護増殖</td> <td>県の認定する事業費の1/3以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2号様式及び第8号様式は、土佐のオナガドリのために定めた様式を使用すること。</p> <p>（2）国庫補助事業以外の事業については、県の認定する補助対象事業費の3分の1以内の額。ただし、文化財防犯対策に係る事業費については2分の1以内の額</p>	国庫補助率	県の補助率		備考	法人等	個人	55%	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	市町村が県と同率以上の補助を行う場合に補助を行う。	60%	65%	70%	国庫補助額を除いた経費の1/3以内	75%	80%	85%			①伝統的建造物群保存地区保存修理	国庫補助対象経費の15%以内	②土佐のオナガドリ保護増殖	県の認定する事業費の1/3以内
国庫補助率	県の補助率		備考																							
	法人等	個人																								
55%	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	市町村が県と同率以上の補助を行う場合に補助を行う。																							
60%																										
65%																										
70%	国庫補助額を除いた経費の1/3以内																									
75%																										
80%																										
85%																										
①伝統的建造物群保存地区保存修理	国庫補助対象経費の15%以内																									
②土佐のオナガドリ保護増殖	県の認定する事業費の1/3以内																									
指定文化財管理事業	法に基づき重要文化財、重要有形文化財、史跡名勝天然記念物の維持管理の万全を期するために、所有者又は管理団体が行う次の事業であって、指定文化財管理費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）及び指定文化財管理費国庫補助取扱要領（平成元年12月1日文化財保護部長裁定）で補助対象事業として定めた事業。 1) 防災設備保守点検等 2) 差し茅、防蟻防虫等小修理 3) 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備 4) 燻蒸、殺虫	市町村又は文化財を所有若しくは管理する者	<p>県が認定する補助事業費の2分の1以内の額。ただし、地方公共団体が所有する文化財については、補助の対象としない。</p> <p>第2号様式及び第8号様式は、指定文化財管理のために定めた様式を使用すること。</p>																							
ふるさとの文化遺産保存推進対策事業	県下の歴史的・文化的に貴重なふるさとの文化遺産等について、その保存活用を図るため実態調査を行う事業	市町村又は文化財を所有若しくは管理する者	<p>県が認定する補助事業費の3分の1以内の額で、1事業の補助金限度額を100万円とする。</p>																							
地域文化財保存伝承活動事業	<p>地域の文化財を大切に保存し、文化財に対する理解を広めるために市町村が行う又は保存団体が行うことに対し市町村が補助する次の事業（無形民俗文化財及び地域の伝統的な祭り行事・民俗芸能（概ね戦前から行われているもの）に限り、宗教行事主体のものを除く。）の振興に関する取組を対象に含む。）</p> <p>1) 案内板等設置事業（案内板、説明板、標柱等を設置し、又は修理する事業） 2) 記録保存事業（文化財を文章、録画、録音、その他の方法により記録する事業） 3) デジタルアーカイブ事業（無形民俗文化財及び地域の伝統的な祭り行事・民俗芸能の映像をデジタルアーカイブ化して保存し、公開する事業） 4) 無形文化財等支援事業（法若しくは条例により指定された無形文化財、無形民俗文化財又は未指定の伝統的な祭り行事・民俗芸能の公開、伝承、用具整備等の事業）</p> <p>5) 民俗芸能支援（国庫補助分） 文化庁の文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業））の採択を受けて行う事業</p>	市町村	<p>県が認定する補助事業費の2分の1以内の額で、1件の補助金限度額を30万円（市町村指定及び未指定文化財等は20万円）とする。</p>																							
		国庫補助事業の交付決定を受けた補助事業者	<p>定額 20万円又は国庫補助対象経費（用具等整備事業に限り、国庫補助の対象となった用具等に要する経費を含む。）の15%に相当する額のいずれか少ない額</p>																							

注1：文化財保存事業及び地域文化財保存伝承活動事業の1）については、国指定又は県指定文化財に限り補助の対象とする。

注2：指定文化財管理事業については、国指定文化財に限り補助の対象とする。

注3：本表により算定した補助額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

別表第2（第4条、第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。